

議案第 2 1 号

城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

城陽市老人医療費の支給に関する条例（昭和４７年城陽市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（受給資格） 第２条 老人医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療を受けることができる者を除く。 （１）～（３） 略 （４）その者、<u>その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及びその者の扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）</u>で主としてその者の生計を維持する者に対して、前年（１月から７月までの間に受けた医療に係る医療費については、<u>前前</u>年とする。<u>以下同じ。</u>）の所得税が課されていない者（所得税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６号）第１条の規定による改正前の所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項及び第８４条第１項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含む。） （現物給付） 第４条 第２条に規定する者が、<u>規則で定める手続に従い健康保険法第４３条第３項第１号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第３６条第３項の保険医療機関又は保険薬局その他厚生労働大臣の定める病院、診療所又は薬局</u>（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は老人医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。	（受給資格） 第２条 老人医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療を受けることができる者を除く。 （１）～（３） 略 （４）その者及び主としてその者の生計を維持する者が<u>前年（１月から７月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年とする。）の所得税を課されていない者（所得税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第６号）第１条の規定による改正前の所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項及び第８４条第１項の規定を適用するとし</u>たならば所得税が課されない者を含む。） （現物給付） 第４条 第２条に規定する者が規則で定める手続に従い健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、<u>老人医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</u>

2 略

(一部負担金の免除)

第6条 国民健康保険の被保険者である第2条に規定する者が、第4条第1項の規定により国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関又は保険薬局から医療を受ける場合には、同法の規定により当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき一部負担金は、同法第42条第1項の規定にかかわらず当該医療に関し市長が、第4条第1項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、第2条に規定する者が疾病又は、負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において老人医療費の全部若しくは、一部を支給せず、又は既に支給した老人医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽り、その他不正の行為によつて、この条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は、一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 略

(委任規定)

第10条 略

附 則

1～3 略

2 略

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、第2条に規定する者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した老人医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第7条 偽りその他不正の行為によつて、この条例による医療費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 略

(委任規定)

第9条 略

附 則

(施行期日等)

1～3 略

(定額減税に関する経過措置)

4 令和8年(2026年)7月31日までの間に医療を受ける場合における第2条第4号の規定の適用については、同号中「含む。）」とあるのは、「含み、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、令和7年（2025年）8月1日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、同日以後に医療を受ける者について適用する。

提案理由

京都府老人医療助成事業の見直しに伴い、老人医療費の受給資格に関する規定等を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条第１項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部改正条例要綱

1 制度概要

医療が容易に受けられない満 65 歳から 70 歳未満の高齢者に対し、老人の健康の保持と福祉の増進を図るため、所得税を課されていない世帯に属する人を対象に医療に係る窓口負担割合を 3 割から 2 割にするなど、医療費の一部を助成するもの。

2 改正内容

- (1) 令和 6 年分所得税定額減税後の所得税額が令和 7 年 8 月から令和 8 年 7 月までの本制度の所得基準に影響を及ぼすため、従前の助成対象の範囲に変更が生じないように定額減税前の所得税額を用いて判定するよう改正を行うもの（附則第 4 条関係）。
- (2) その他、所要の文言の整備等を行う（第 2 条、第 4 条、第 6 条から第 10 条関係）。

3 施行期日

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日